

平成 31 年建築設備士試験の案内

(注) 元号表記については、暫定的に平成としております。

平成 31 年 2 月
公益財団法人 建築技術教育普及センター

建築設備士試験(登録学科試験及び登録設計製図試験)は、建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた公益財団法人建築技術教育普及センターが実施しているものです。

建築設備士制度は、建築設備の高度化、複雑化が進みつつある中で、建築設備に係る設計及び工事監理においてもこれに的確に対応するために、昭和 58 年 5 月、建築士法の改正時に創設されました。

建築設備士は、建築士法第 2 条第 5 項において、その名称と定義が規定されています。

また、同法第 18 条第 4 項においては、建築士が延べ面積 2,000 m² を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合には、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないとされ、第 20 条第 5 項においては、建築士が、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならないとされています。

建築設備士は、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者として位置付けられています。

1. 受験資格

下記の区分のいずれかに該当する方は受験資格があります。

区分	条件		学 歴 、 資 格 等		建築設備に関する 実務経験年数	
			最 終 卒 業 学 校 又 は 資 格	課 程		
学 歴 + 実 務	(一)	大学(新制大学、旧制大学)		正規の建築、機械、電気又はこれらと同等と認められる類いの課程	卒業後 2 年以上	
	(二)	短期大学※、高等専門学校、旧専門学校		〃	〃 4 年以上	
	(三)	高等学校、旧中等学校		〃	〃 6 年以上	
	(四)	イ	専修学校(専門課程) (修業年限が 4 年以上、かつ、120 単位以上を修了した者に限る。)		〃	〃 2 年以上
		ロ	イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程) (修業年限が 2 年以上、かつ、60 単位以上を修了した者に限る。)		〃	4 年以上
		ハ	イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)		〃	〃 6 年以上
	(五)	イ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (総合課程、応用課程又は長期課程)		〃	〃 2 年以上
		ロ	職業訓練大学校(長期指導員訓練課程又は長期課程)		〃	〃 2 年以上
	(六)	イ	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校 (特定専門課程又は専門課程)		〃	〃 4 年以上
		ロ	職業訓練短期大学校 (特別高等訓練課程、専門訓練課程又は専門課程)		〃	〃 4 年以上
(七)	イ	高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校 (普通課程)		〃	修了後 6 年以上	
	ロ	高等学校を卒業した後、職業訓練施設(職業訓練短期大学校を除く。)(高等訓練課程、普通訓練課程又は普通課程)		〃		
資 格 + 実 務	(八)	イ	一級建築士		2 年以上 (資格取得の前後を問わず、通算の実務経験年数)	
		ロ	一級電気工事施工管理技士			
		ハ	一級管工事施工管理技士			
		ニ	空気調和・衛生工学会設備士			
		ホ	第 1 種、第 2 種又は第 3 種電気主任技術者			
実務のみ	(九)	建築設備に関する実務の経験のみの者			9 年以上	
—	(十)	区分(一)から(九)までと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者				

※専門職大学における前期課程の修了者は、短期大学の卒業者と同等とする。

(1) 受験資格に関する学校の課程について

① 認められている課程

建築(学)(工学)科、建築設備(学)(工学)科、設備工業科、設備システム科、建築設計科、建築設備設計科、建設(学)(工学)科[建築(学)コースに限る]、機械(学)(工学)科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、動力機械工学科、機械システム工学科、機械(・)電気工学科、電気(学)(工学)科、電子(学)(工学)科、電気(・)電子工学科、電気システム工学科、電子システム工学科、電気電子システム工学科、電気(・)機械工学科、電子(・)機械工学科、電気通信工学科、電子通信工学科、通信工学科
(「建築第 2 学科」等の第 2 学科を含む)

② 個々に認める課程

上記①の認められている課程と 1 文字でも違う課程については、申込者ごとに提出された成績証明書又は単位取得証明書により、一定の科目を履修していることが確認できたものを認めます。[建築都市学科、環境システム工学科、電気電子情報工学科等の学科についても、成績証明書又は単位取得証明書の提出が必要になります。]

(2) 建築設備に関する実務経験について

実務経験として認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・設計事務所、設備工事事務、建設会社、維持管理会社等での建築設備の設計・工事監理(その補助を含む)、施工管理、積算、維持管理(保全、改修を伴うものに限る)の業務 ・官公庁での建築設備の行政、営繕業務 ・大学、工業高校等での建築設備の教育 ・大学院、研究所等での建築設備の研究(研究テーマの明示を必要とします) ・設備機器製造会社等での建築設備システムの設計業務
実務経験として認められないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の設計・工事監理、施工管理等を行っていたが、このうち建築設備に関する業務に直接携わっていなかった場合 ・単なる作業員としての建築設備に関する業務(設計図書へのトレース、計器類の監視・記録、機器類の運転、その他工事施工における単純労働等)

2. 試験のスケジュール

(1) 試験日及び時間割

試験の区分	試験日	時間割	
「第一次試験」 (学 科)	6月23日(日)	9:45~10:00(15分)	注意事項等説明
		10:00~13:00(3時間)	建築一般知識、建築法規
		13:00~14:00(1時間)	休 憩
		14:00~14:10(10分)	注意事項等説明
		14:10~17:10(3時間)	建築設備
「第二次試験」 (設計製図)	8月25日(日)	10:45~11:00(15分)	注意事項等説明
		11:00~16:30(5時間30分)	建築設備基本計画、建築設備基本設計製図

※ 平成30年の試験の「第一次試験」(学科)に合格している場合、本人からの申請により平成31年の試験の「第一次試験」(学科)が免除されます。

(2) 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、福岡市及び沖縄県※

※ 沖縄県については、「第一次試験」(学科)のみ実施します。また、沖縄県で「第一次試験」(学科)を受けた受験者については、原則として、「第二次試験」(設計製図)の試験地を福岡市とします。

(3) 合格者の発表

「第一次試験」(学科)……平成31年8月1日(木)頃
 「第二次試験」(設計製図)…平成31年11月7日(木)頃

3. 受験申込書の受付等

(1) 受験申込関係書類(受験申込書一式、受験総合案内書等のセット)の頒布

- ① 頒布期間 平成31年2月25日(月)~3月29日(金) (ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)
- ② 頒布時間 午前9時30分~午後4時30分(ただし、3月29日については午後3時まで。)
- ③ 頒布場所 別表(4頁)参照 ※郵送希望を含む。
- ④ 頒布価格 1セット 1,080円(本体1,000円)

(2) 受験申込書の受付

- ① 受付期間 平成31年3月4日(月)~3月29日(金) ※「第一次試験」(学科)免除の場合も同様
- ② 受付場所 (公財)建築技術教育普及センター 本部
- ③ 申込方法 上記②の受付場所へ簡易書留による郵送(締切日の消印のあるものまで有効)

(3) 受験手数料 35,640円(うち消費税額2,640円)

4. 受験申込に必要な書類

- (1) 受験申込書—I・II(所定の用紙)
- (2) 写 真(縦4.5cm、横3.5cm×2枚)
- (3) 受験資格を証明する書類

① 「第一次試験」(学科)から受験する場合

受験資格の区分	必要な受験資格を証明する書類
学歴+実務による受験	認められている課程 — 卒業証明書(卒業証書の写しは不可)
	個々に認める課程 — 卒業証明書(卒業証書の写しは不可)及び成績証明書又は単位取得証明書
資格+実務による受験	各資格の証明書等の写し〔一級建築士(免許証)、一級電気工事・管工事施工管理技士(検定合格証明書)、第1種・第2種・第3種電気主任技術者(免状)] ただし、空気調和・衛生工学会設備士については、「設備士資格検定試験合格証明書」(「空調部門」又は「衛生部門」のいずれか一つ)が必要です。
実務のみによる受験	証明書等は必要ありません。

※ 平成30年以前に受験した場合、平成30年以前の受験票の提出により上記の証明書等は省略できます。

② 「第二次試験」(設計製図)から受験する場合

平成30年建築設備士試験「第一次試験」(学科)合格証書の写し

(4) 受験特別措置に関する書類

身体に障がいがあるため、受験に際し、特に何らかの措置(座席の配慮、試験時間の延長等)を希望される方は、障がいの程度を証明する書類等が必要となりますので、当センター本部にお問い合わせ下さい。

受験申込において、虚偽の申請等の不正行為が発覚した場合、合格の取消し(合格していた場合)、その他一定期間の受験禁止等の処分が行われますので、不正行為は絶対に行わないでください。

〈 建築設備士の活用等の状況 〉

■ 建築士試験の受験資格

「建築設備士」は、二級建築士については実務経験なしで、一級建築士については4年以上の実務経験を有することで、受験資格が付与されます。

■ 設備設計一級建築士講習の受講資格

- ① 講習の受講資格となる実務経験について、「建築設備士」として建築設備の設計・工事監理の際に建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った当該業務も実務経験と認められます。
- ② 講習の講義及び修了考査において、「建築設備士」は、「建築設備に関する科目」が免除されます。

■ 登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習の受講資格等

「建築設備士」は、登録建築設備検査員講習については受講資格が付与されるとともに受講科目のうち「建築設備定期検査制度総論」や「建築学概論」をはじめとする8科目が免除され、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習については受講科目のうち「建築学概論」が免除されます。

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(略称「建築物省エネ法」)関係

「建築設備士」は、建築物省エネ法に基づく登録適合性判定員講習について、受講資格が付与されます。

■ 建築士法関係

建築士事務所の開設者が設計受託契約・工事監理受託契約を締結しようとするとき又は締結したときに交付すべき書面に記載する事項として、業務に従事する「建築設備士」の氏名が規定されています。

■ 建築基準法関係

- ① 東京都及び大阪府においては、行政指導により、「建築設備士」の記入欄が設けられている「建築設備工事監理(状況)報告書」を工事完了時まで提出することとされています。
- ② 「確認申請書」、「完了検査申請書」及び「中間検査申請書」において、建築士が建築設備の設計・工事監理の際に意見を聴いた「建築設備士」の記入欄が設けられています。

■ 建設業法関係

「建築設備士」は所定の実務経験(1年以上)を有することにより、電気工事業、管工事業のそれぞれについて、次の①～③の事項の対象となる資格となっています。

- ① 一般建設業の許可の基準における専任技術者(営業所ごとに必置の専任の技術者)
- ② 主任技術者(工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者)
- ③ 経営事項審査の技術力評価における評点各1点の付与

■ 消防法関係

「建築設備士」は、防火対象物点検資格者講習について、5年以上の実務経験を有する場合、受講資格が付与されます。

■ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(略称「グリーン購入法」)関係

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の中で、国、独立行政法人等が、「省エネルギー診断」の調達を実施する際の判断基準となる技術資格の一つに「建築設備士」が定められています。

■ 公共建築設計者情報システムにおける活用

(一社)公共建築協会の公共建築設計者情報システムは、建築設計業務(意匠・構造・設備等設計業務)及び公共住宅等の団地計画等を行う設計事務所等の情報をデータベース化し、国土交通省・地方公共団体等の公共発注機関でその情報を利用し、円滑、かつ、公正な受託者選定を支援するシステムです。このシステムの専門別人数等の情報において、「建築設備士」の人数等を入力することとされています。

■ 建設コンサルタント業務競争参加資格審査における活用

- ① 国土交通省(旧建設省分)測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査において、建築関係建設コンサルタント業務の審査対象となる資格として「建築設備士」が掲げられており、有資格者数の点数算定では一級建築士と同様に5点が付与されています。
- ② その他の機関の申請書においても、「建築設備士(旧建設省告示名称:建築設備資格者)」の人数を記入する欄が設けられているものがあります。

■ E S C O 事業における活用

行政機関等において「E S C O 事業」を導入するに当たり、設計役割を担う応募者の有すべき資格の一つとして「建築設備士」を定めた実績があります。

公益財団法人 建築技術教育普及センター

本部・支部名	〒	所 在 地	電 話
本 部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル 03(6261)3310
北 海 道 支 部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル 011(221)3150
東 北 支 部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48	宮城県建設産業会館 022(223)3245
関 東 支 部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル 03(6261)3318
東 海 北 陸 支 部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26	昭和ビル 052(261)6816
近 畿 支 部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31	OMM 06(6942)2214
中 国 四 国 支 部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15	新大手町ビル 082(245)8055
九 州 支 部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-9-1	東福第 2 ビル 092(471)6310

インターネットホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)で制度案内、受験・資格に関する情報を提供しています。

平成31年建築設備士試験の受験申込関係書類頒布場所

(3頁の(公財)建築技術教育普及センター各支部の他、下記の場所で頒布されます。)

都道府県	頒布場所	電話	所在地
北海道	(一)札幌市東区南1条3-1-1 (一)札幌市東区南1条3-1-1 (一)札幌市東区南1条3-1-1 (一)札幌市東区南1条3-1-1	011(271)2932 011(621)4106 011(219)1090 017(734)3368	札幌市東区南1条3-1-1 札幌市東区南1条3-1-1 札幌市東区南1条3-1-1 札幌市東区南1条3-1-1
青森県	(一)青森市青森区本町1-1-1 (一)青森市青森区本町1-1-1 (一)青森市青森区本町1-1-1 (一)青森市青森区本町1-1-1	019(656)3255 019(651)9029 019(651)5399 022(225)0520	青森市青森区本町1-1-1 青森市青森区本町1-1-1 青森市青森区本町1-1-1 青森市青森区本町1-1-1
宮城県	(一)仙台市青葉区中央1-1-1 (一)仙台市青葉区中央1-1-1 (一)仙台市青葉区中央1-1-1 (一)仙台市青葉区中央1-1-1	022(239)6711 018(893)4345 018(824)7761 018(835)5151	仙台市青葉区中央1-1-1 仙台市青葉区中央1-1-1 仙台市青葉区中央1-1-1 仙台市青葉区中央1-1-1
秋田県	(一)秋田市山形区山形1-1-1 (一)秋田市山形区山形1-1-1 (一)秋田市山形区山形1-1-1 (一)秋田市山形区山形1-1-1	022(239)6711 018(893)4345 018(824)7761 018(835)5151	秋田市山形区山形1-1-1 秋田市山形区山形1-1-1 秋田市山形区山形1-1-1 秋田市山形区山形1-1-1
山形県	(一)山形市山形区山形1-1-1 (一)山形市山形区山形1-1-1 (一)山形市山形区山形1-1-1 (一)山形市山形区山形1-1-1	023(645)4301 023(641)6465 024(533)6226 024(526)2036	山形市山形区山形1-1-1 山形市山形区山形1-1-1 山形市山形区山形1-1-1 山形市山形区山形1-1-1
福島県	(一)福島市福島区福島1-1-1 (一)福島市福島区福島1-1-1 (一)福島市福島区福島1-1-1 (一)福島市福島区福島1-1-1	024(526)2036 024(525)5830 029(305)7301 029(240)5617	福島市福島区福島1-1-1 福島市福島区福島1-1-1 福島市福島区福島1-1-1 福島市福島区福島1-1-1
茨城県	(一)水戸市水戸区水戸1-1-1 (一)水戸市水戸区水戸1-1-1 (一)水戸市水戸区水戸1-1-1 (一)水戸市水戸区水戸1-1-1	029(240)5617 029(243)8844 028(639)3383 028(683)5600	水戸市水戸区水戸1-1-1 水戸市水戸区水戸1-1-1 水戸市水戸区水戸1-1-1 水戸市水戸区水戸1-1-1
栃木県	(一)宇都宮市宇都宮区宇都宮1-1-1 (一)宇都宮市宇都宮区宇都宮1-1-1 (一)宇都宮市宇都宮区宇都宮1-1-1 (一)宇都宮市宇都宮区宇都宮1-1-1	028(666)8591 027(221)9062 027(251)0332 048(864)0385	宇都宮市宇都宮区宇都宮1-1-1 宇都宮市宇都宮区宇都宮1-1-1 宇都宮市宇都宮区宇都宮1-1-1 宇都宮市宇都宮区宇都宮1-1-1
群馬県	(一)前橋市前橋区前橋1-1-1 (一)前橋市前橋区前橋1-1-1 (一)前橋市前橋区前橋1-1-1 (一)前橋市前橋区前橋1-1-1	027(251)0332 048(864)0385 048(855)4111 048(864)1429	前橋市前橋区前橋1-1-1 前橋市前橋区前橋1-1-1 前橋市前橋区前橋1-1-1 前橋市前橋区前橋1-1-1
埼玉県	(一)さいたま市中央区中央1-1-1 (一)さいたま市中央区中央1-1-1 (一)さいたま市中央区中央1-1-1 (一)さいたま市中央区中央1-1-1	043(246)7381 043(246)7395 03(5408)0063 03(3553)6711	さいたま市中央区中央1-1-1 さいたま市中央区中央1-1-1 さいたま市中央区中央1-1-1 さいたま市中央区中央1-1-1
千葉県	(一)千葉市中央区中央1-1-1 (一)千葉市中央区中央1-1-1 (一)千葉市中央区中央1-1-1 (一)千葉市中央区中央1-1-1	03(5408)0063 03(3553)6711 03(5276)1381 03(6447)0595	千葉市中央区中央1-1-1 千葉市中央区中央1-1-1 千葉市中央区中央1-1-1 千葉市中央区中央1-1-1
神奈川県	(一)横浜市中区中央1-1-1 (一)横浜市中区中央1-1-1 (一)横浜市中区中央1-1-1 (一)横浜市中区中央1-1-1	045(651)4271 045(201)9536 055(232)4144 055(276)9777	横浜市中区中央1-1-1 横浜市中区中央1-1-1 横浜市中区中央1-1-1 横浜市中区中央1-1-1
山梨県	(一)山梨市山梨区山梨1-1-1 (一)山梨市山梨区山梨1-1-1 (一)山梨市山梨区山梨1-1-1 (一)山梨市山梨区山梨1-1-1	055(276)9777 026(234)3528 026(226)3778 025(232)8080	山梨市山梨区山梨1-1-1 山梨市山梨区山梨1-1-1 山梨市山梨区山梨1-1-1 山梨市山梨区山梨1-1-1
長野県	(一)長野市長野区長野1-1-1 (一)長野市長野区長野1-1-1 (一)長野市長野区長野1-1-1 (一)長野市長野区長野1-1-1	026(234)3528 026(226)3778 025(232)8080 025(265)8668	長野市長野区長野1-1-1 長野市長野区長野1-1-1 長野市長野区長野1-1-1 長野市長野区長野1-1-1
新潟県	(一)新潟市中央区中央1-1-1 (一)新潟市中央区中央1-1-1 (一)新潟市中央区中央1-1-1 (一)新潟市中央区中央1-1-1	025(232)8080 025(265)8668 025(231)5330 054(281)7158	新潟市中央区中央1-1-1 新潟市中央区中央1-1-1 新潟市中央区中央1-1-1 新潟市中央区中央1-1-1
静岡県	(一)静岡市静岡区静岡1-1-1 (一)静岡市静岡区静岡1-1-1 (一)静岡市静岡区静岡1-1-1 (一)静岡市静岡区静岡1-1-1	054(281)7158 054(286)2338 052(242)1753 052(253)7837	静岡市静岡区静岡1-1-1 静岡市静岡区静岡1-1-1 静岡市静岡区静岡1-1-1 静岡市静岡区静岡1-1-1
愛知県	(一)名古屋市北区中央1-1-1 (一)名古屋市北区中央1-1-1 (一)名古屋市北区中央1-1-1 (一)名古屋市北区中央1-1-1	052(242)1753 052(253)7837 058(264)1524 058(246)2262	名古屋市北区中央1-1-1 名古屋市北区中央1-1-1 名古屋市北区中央1-1-1 名古屋市北区中央1-1-1
岐阜県	(一)岐阜市岐阜区岐阜1-1-1 (一)岐阜市岐阜区岐阜1-1-1 (一)岐阜市岐阜区岐阜1-1-1 (一)岐阜市岐阜区岐阜1-1-1	058(246)2262 058(233)6301 059(353)7065 059(228)6130	岐阜市岐阜区岐阜1-1-1 岐阜市岐阜区岐阜1-1-1 岐阜市岐阜区岐阜1-1-1 岐阜市岐阜区岐阜1-1-1
三重県	(一)津市津区津1-1-1 (一)津市津区津1-1-1 (一)津市津区津1-1-1 (一)津市津区津1-1-1	059(353)7065 059(228)6130 059(232)1290 076(431)9229	津市津区津1-1-1 津市津区津1-1-1 津市津区津1-1-1 津市津区津1-1-1
富山県	(一)富山県富山市富山1-1-1 (一)富山県富山市富山1-1-1 (一)富山県富山市富山1-1-1 (一)富山県富山市富山1-1-1	076(422)8800 076(481)6100 076(243)5121 0776(27)5388	富山県富山市富山1-1-1 富山県富山市富山1-1-1 富山県富山市富山1-1-1 富山県富山市富山1-1-1
石川県	(一)石川県石川郡石川1-1-1 (一)石川県石川郡石川1-1-1 (一)石川県石川郡石川1-1-1 (一)石川県石川郡石川1-1-1	076(243)5121 0776(27)5388 0776(54)1301 0776(35)1544	石川県石川郡石川1-1-1 石川県石川郡石川1-1-1 石川県石川郡石川1-1-1 石川県石川郡石川1-1-1
福井県	(一)福井県福井市福井1-1-1 (一)福井県福井市福井1-1-1 (一)福井県福井市福井1-1-1 (一)福井県福井市福井1-1-1	0776(35)1544 077(543)4588 075(314)3319 075(771)7281	福井県福井市福井1-1-1 福井県福井市福井1-1-1 福井県福井市福井1-1-1 福井県福井市福井1-1-1
滋賀県	(一)滋賀県大津市大津1-1-1 (一)滋賀県大津市大津1-1-1 (一)滋賀県大津市大津1-1-1 (一)滋賀県大津市大津1-1-1	077(543)4588 075(314)3319 06(6312)1895 06(6271)0175	滋賀県大津市大津1-1-1 滋賀県大津市大津1-1-1 滋賀県大津市大津1-1-1 滋賀県大津市大津1-1-1
京都府	(一)京都市中京区中央1-1-1 (一)京都市中京区中央1-1-1 (一)京都市中京区中央1-1-1 (一)京都市中京区中央1-1-1	06(6312)1895 06(6271)0175 06(6245)9487 078(222)0365	京都市中京区中央1-1-1 京都市中京区中央1-1-1 京都市中京区中央1-1-1 京都市中京区中央1-1-1
大阪府	(一)大阪市北区中央1-1-1 (一)大阪市北区中央1-1-1 (一)大阪市北区中央1-1-1 (一)大阪市北区中央1-1-1	06(6245)9487 078(222)0365 078(802)2288 0742(33)2881	大阪市北区中央1-1-1 大阪市北区中央1-1-1 大阪市北区中央1-1-1 大阪市北区中央1-1-1
兵庫県	(一)神戸市中央区中央1-1-1 (一)神戸市中央区中央1-1-1 (一)神戸市中央区中央1-1-1 (一)神戸市中央区中央1-1-1	078(802)2288 0742(33)2881 073(451)5614 0857(24)9213	神戸市中央区中央1-1-1 神戸市中央区中央1-1-1 神戸市中央区中央1-1-1 神戸市中央区中央1-1-1
奈良県	(一)奈良市奈良区奈良1-1-1 (一)奈良市奈良区奈良1-1-1 (一)奈良市奈良区奈良1-1-1 (一)奈良市奈良区奈良1-1-1	073(451)5614 0857(24)9213 0857(26)9355 0852(26)0459	奈良市奈良区奈良1-1-1 奈良市奈良区奈良1-1-1 奈良市奈良区奈良1-1-1 奈良市奈良区奈良1-1-1
和歌山県	(一)和歌山市和歌山1-1-1 (一)和歌山市和歌山1-1-1 (一)和歌山市和歌山1-1-1 (一)和歌山市和歌山1-1-1	0857(26)9355 0852(26)0459 0853(24)0490 086(244)4838	和歌山市和歌山1-1-1 和歌山市和歌山1-1-1 和歌山市和歌山1-1-1 和歌山市和歌山1-1-1
鳥取県	(一)鳥取市鳥取区鳥取1-1-1 (一)鳥取市鳥取区鳥取1-1-1 (一)鳥取市鳥取区鳥取1-1-1 (一)鳥取市鳥取区鳥取1-1-1	086(244)4838 086(222)4311 082(244)1770 082(232)7940	鳥取市鳥取区鳥取1-1-1 鳥取市鳥取区鳥取1-1-1 鳥取市鳥取区鳥取1-1-1 鳥取市鳥取区鳥取1-1-1
徳島県	(一)徳島市徳島区徳島1-1-1 (一)徳島市徳島区徳島1-1-1 (一)徳島市徳島区徳島1-1-1 (一)徳島市徳島区徳島1-1-1	082(232)7940 083(973)0886 083(922)5963 088(622)8241	徳島市徳島区徳島1-1-1 徳島市徳島区徳島1-1-1 徳島市徳島区徳島1-1-1 徳島市徳島区徳島1-1-1
香川県	(一)高松市高松区高松1-1-1 (一)高松市高松区高松1-1-1 (一)高松市高松区高松1-1-1 (一)高松市高松区高松1-1-1	088(622)8241 088(653)1677 087(863)4130 089(931)5598	高松市高松区高松1-1-1 高松市高松区高松1-1-1 高松市高松区高松1-1-1 高松市高松区高松1-1-1
愛媛県	(一)愛媛県松山市松山1-1-1 (一)愛媛県松山市松山1-1-1 (一)愛媛県松山市松山1-1-1 (一)愛媛県松山市松山1-1-1	089(931)5598 089(945)8130 088(833)0559 092(521)6475	愛媛県松山市松山1-1-1 愛媛県松山市松山1-1-1 愛媛県松山市松山1-1-1 愛媛県松山市松山1-1-1
高知県	(一)高知市高知区高知1-1-1 (一)高知市高知区高知1-1-1 (一)高知市高知区高知1-1-1 (一)高知市高知区高知1-1-1	092(521)6475 092(781)3066 092(713)5188 0952(32)3100	高知市高知区高知1-1-1 高知市高知区高知1-1-1 高知市高知区高知1-1-1 高知市高知区高知1-1-1
佐賀県	(一)佐賀市佐賀区佐賀1-1-1 (一)佐賀市佐賀区佐賀1-1-1 (一)佐賀市佐賀区佐賀1-1-1 (一)佐賀市佐賀区佐賀1-1-1	0952(32)3100 095(824)1011 095(848)5704 096(383)0215	佐賀市佐賀区佐賀1-1-1 佐賀市佐賀区佐賀1-1-1 佐賀市佐賀区佐賀1-1-1 佐賀市佐賀区佐賀1-1-1
熊本県	(一)熊本市中央区中央1-1-1 (一)熊本市中央区中央1-1-1 (一)熊本市中央区中央1-1-1 (一)熊本市中央区中央1-1-1	096(383)0215 096(382)5400 097(551)1637 0985(71)6603	熊本市中央区中央1-1-1 熊本市中央区中央1-1-1 熊本市中央区中央1-1-1 熊本市中央区中央1-1-1
大分県	(一)大分市大分区大分1-1-1 (一)大分市大分区大分1-1-1 (一)大分市大分区大分1-1-1 (一)大分市大分区大分1-1-1	097(551)1637 0985(71)6603 0985(20)1359 099(257)3877	大分市大分区大分1-1-1 大分市大分区大分1-1-1 大分市大分区大分1-1-1 大分市大分区大分1-1-1
鹿児島県	(一)鹿児島市鹿児島区鹿児島1-1-1 (一)鹿児島市鹿児島区鹿児島1-1-1 (一)鹿児島市鹿児島区鹿児島1-1-1 (一)鹿児島市鹿児島区鹿児島1-1-1	099(257)3877 099(813)7922 098(870)5500 010(260)0031	鹿児島市鹿児島区鹿児島1-1-1 鹿児島市鹿児島区鹿児島1-1-1 鹿児島市鹿児島区鹿児島1-1-1 鹿児島市鹿児島区鹿児島1-1-1
沖縄県	(一)那覇市那覇区那覇1-1-1 (一)那覇市那覇区那覇1-1-1 (一)那覇市那覇区那覇1-1-1 (一)那覇市那覇区那覇1-1-1	098(870)5500 010(260)0031 010(260)0004 010(260)0052	那覇市那覇区那覇1-1-1 那覇市那覇区那覇1-1-1 那覇市那覇区那覇1-1-1 那覇市那覇区那覇1-1-1

■ 郵送を希望の場合

請求先	電話	所在地
(公財)建築技術教育普及センター各支部※		3頁参照
(一社)建築設備技術者協会※	03(5408)0063	〒105-0004 東京都港区新橋6-9-6 12 東洋海事ビル7F
(一社)日本設備設計事務所協会連合会	03(5276)1381	〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-10-2 みさき BLD3F
(一社)日本電設工業協会※	03(5413)2161	〒107-8381 東京都港区元赤坂1-7-8 東京電業会館4F

・現金1,080円と切手530円(郵送料)、郵便番号、住所、氏名を記入した返信用宛名ラベル(横書き、8cm×4cm程度の大きさ)を同封の上、現金書留でご請求下さい。その際、封筒表面の余白に「建築設備士試験申込書請求」と明記して下さい。
※上記の他に郵便振込みにより購入する方法もございます。詳しくは各団体のホームページをご覧ください。